

Title	明治の社会主義(1) : 明治初期における社会主義思想の影響とくに東洋社会党をめぐる
Sub Title	Socialism in Meiji era of Japan (1)
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.12 (1973. 12) ,p.895(1)- 908(14)
JaLC DOI	10.14991/001.19731201-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19731201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治の社会主義(1)

——明治初期における社会主義思想の影響

とくに東洋社会党をめぐる——

飯 田 鼎

(1) 明治初期における社会主義の論調

(2) ヨーロッパ社会主義の理解

(3) 東洋社会党の運動の意義

——外来思想との関連——

(1)

明治維新はすなわち 1868 年であり、ヨーロッパにおいては、社会主義運動が労働者階級に次第に大きな影響をあたえはじめていた時期である。1864 年ロンドンにおいて創立された第 1 インターナショナルは、この年ローザンヌにおいて大会が開かれ、ドイツでは、ラッサール派とアイゼンハッハ派が、ドイツ労働運動のヘゲモニーをめぐる、はげしい競合関係にあった。またフランスでは、ブルードンの影響がいちじるしく、アナキズムもまた労働運動に強い影響をあたえていた。こうした状況のなかで、わが国に社会主義が知られるとすれば、それはまず、ヨーロッパにおいて直接この運動を見聞し、その思想にふれた人々によらなければならなかった。

渡六之助は、すでに「コムミュン直前の巴里騒擾——『法普戦争誌略抄』⁽¹⁾」と題する論文において、普仏戦争とこれにつづくパリ・コムミュンの状況について報告している。しかし一般に社会主義および共産主義について紹介され、知識の間における認識がたかまったのは、明治 10 年代の初頭であった。「東京曙新聞」社説は、「社会党の原因及来勢」と題し、つぎのように論じている。

「今欧洲ノ状又其邦幸福ノ偏重ヲ極ムル事周末ヨリモ太甚シ。志士仁人カヲ挽回ニ尽ス者陸續接踵一孔子一孟子ニ止マラズト雖、然亦未其挽回ノ功ヲ成スアタハズ。而其君相也、貴族富商也、未ダ容易ニ其強ト満トヲ改ムルヲ知ラス。否知ラザルニ非ザル也。不為也天心果テ此強満ヲ損スルヲ欲セザルカ、人情果テ此強暴ヲ悪マザルカ。彼コムニスト党、ソーシャリスト党ガ陸續トシ

注(1) 渡六之助「コムミュン直前の巴里騒擾——『法普戦争誌略抄』——」, 明治文化全集, 社会篇, 日本評論社, 昭和 44 年, 399~404 頁。

明治の社会主義(1)

テ各邦ニ勃興スルユエンノ者、其豈偶然ナランヤ。⁽²⁾

すでにこの当時、ソーシャリスト党とカムムニスト党とを区別している⁽³⁾ことは興味深いが、この論文が何よりも、社会主義・共産主義のわが国への影響をおそれ、「欧州の毒虫」たるソーシャリスト党、カムムニスト党の予防策を提案していることは、たとえば、「之ヲ生スル者ハ誰ゾヤ。其豈歐洲各国ノ徳義腐敗其極ニ達スル所ノ者有ルガ為ニ此虫ヲ生シタルニ非ルヲ得ンヤ」としている⁽⁴⁾ところからも明らかである。社会主義および共産主義を熾んにしたものは、「其幸福ノ偏重」であり、これを防ぐためには、わが国には固有の社会党がある以上、これを以て、欧州の社会党を防退するに如くはないと述べている。この場合、わが国固有の「ソーシャリズム」として、尊皇攘夷の運動と明治維新の際の「五ヶ条の御誓文」⁽⁵⁾をあげている点に、その論者の社会主義にたいする認識の浅さが⁽⁶⁾みられる。認識の浅さというよりは、外来の体制変革の思想に内なる「前近代的な」変革思想⁽⁷⁾を対置したものであるといえる。しかしこの見解にたいしては、間もなくきびしい反論が、朝野新聞に、論説關邪論としてあらわれた。この論は、その冒頭に、曙新聞の論説を紹介し、これをつぎのように批判している。

「試ニ思ヘ、記者ハ嘗テ自ラ「コンミニスト」党ガ主義トスル所ノ要領ヲ掲出セリ、曰ク該党ハ財産特有ヲ非トシテ共有ヲ主トシ、山海田野動植ヲ拏ゲテ共有ノ財産ト視認シ、甲人独リ貧シク乙人独リ富ム得ズト……。夫レ此クノ如シ、記者ハ何レノ点ヨリシテ「ソーシャリスト」党ガ真正ノ目的ハ外形ノ平均同等ニ在ラズシテ国民ノ権利同等ニ在ルヲ看出セシカ。⁽⁸⁾

以上のように述べたのち、朝野新聞記者は、まず第1に「ソーシャリスト」と「コンミニスト」が主張するのは、国民の権利の平等に在るのではなく、財産の平均共有であると批判する。そして、もしその目的が国民の権利の平等にあるとすれば、すでにそれが実現されたフランス、イギリスおよびアメリカ合衆国に、これらの思想と運動が熾んであるのがわからなくなる⁽⁹⁾という。そして第2に、

- 注(2) 「東京曙新聞」(明治12年6月16日)社説(明治文化全集、第15巻、社会篇(統)、日本評論社、昭和44年、4頁)。
(3) 前掲(明治12年6月19日)、前掲5頁。
(4) 前掲、前掲6頁。
(5) 前掲(明治12年6月27日)、前掲7頁。
(6) 前掲(明治12年8月7日)、前掲8—9頁。
(7) 明治の変革の性格を規定する場合に、その変革の思想的エネルギーは何であったかが問われなければならないのに、従来あまり問題にされなかったのは何故であろうか。わが明治維新の思想的原動力は、風土化した儒教と内からなる国学の思想であり、ヨーロッパにみられるように、天賦人權の思想やビュアリタニズムあるいは啓蒙思想とはまったく異質なものであり、むしろ封建的身分秩序や絶対主義を賛美する前近代的なイデオロギーとナショナリズムとが結びついたのである。このように、革命思想が、前近代的なイデオロギーと癒着してあらわれ、外国の圧力の下に、資本主義化への途を歩むとき、政府の政策はいわゆる闇明専制となり、体制維持のために、一定の進歩的な綱領を提示することが、政策的にとられることがある。明治維新政府による「五ヶ条の御誓文」はそうした性格をもつものである。従って、社会主義にたいする認識が浅かった当時において、明治政府の政策を、「社会主義」と呼んだとしても、必ずしも無智ということとはできない。国民新聞は、明治23年12月6日の社説において、窮民救助法の制定について論じ、これを、「明治政府の社会主義」としていることから明らかであろう。今日の社会政策を、「社会主義」と誤認することは、明治20年代半ばにあっては珍しい現象ではなかった。「日本社会政策学会」の創立趣意書に、この両者の混同について憂え、峻別すべきことを訴えているのは、このような事情を背景とする。
(8) 「朝野新聞」社説、「關邪論」(明治12年9月2日)、明治文化全集、第15巻、社会篇(統)、18頁。
(9) 上掲、社会篇、18頁。

曙新聞記者の主張は、社会党の主義の力をかりて、わが国の国体を変革しようとする者であるときめつけている。要するに、朝野新聞記者の曙記者にたいする非難は、社会主義、共産主義が、「国民の権利の平等」に名を借りて、この危険思想を国中に蔓延させようとするものであるといふのである。

これにたいし、曙新聞記者は、直ちに反駁の社説を書いている。この社説においても、社会主義・共産主義の目的を、権利の平等にあることを力説し、つぎのように述べている。

「雖然、朝野記者ガ以テ憂トナス所ノ者ハ、歐洲經濟學士ノ通論ニ出テ、其社会党ヲ視ル、徒ニ其短ヲ知テ其長ヲ知ラズ、其近因ヲ視テ而モ其遠因ヲ察セズ……。顧フニ、記者ノ慧眼ヲ以テ苟モ一再思セバ、社会党ノ起レルユエンノ者ハ、其近因コソ專ラ外形ノ幸福(有形財産)ニ在ルモ、其遠因ハ則チ然ラズシテ其権利(無形幸福)ニ在ルヲ瞭然判知セン⁽¹⁰⁾「必せり」。

社会党の目的をもって、権利の平等にあるといふのは、おそらく当時、自由民権運動によつてはげしく動揺していた事実による影響であろうか。すなわちここには、社会主義運動と自由民権運動を同一視するという誤謬がみられるのは、自由民権運動のなかに潜む革命的な精神を強調して、これを社会主義と理解したのではないだろうか。東京曙新聞の社説には、革命的民主主義をもって社会主義とする認識の誤まりがみられるのであるが、ここに注目すべきことは、J. S. Mill や Eugen Dühring 氏の影響の下に、社会党を、外形幸福(有形財産)の平等にあるとしている朝野新聞を攻撃しているつぎの一節である。

「然ルニ今、朝野記者ガ未ダ此遠因ヲ察セズ、真旨ヲ了セズシテ該党起立ノ原因ト旨意トヲ皮相誤認セルユエンノ者ハ、蓋シ彼ノ歐洲經濟學士、就中、彌爾、戎隣等諸子ノ説ヲ信奉スルノ篤キニ出タルナキヲ得ンヤ。彌爾、戎隣諸子ハ經濟學ノ泰斗タルト雖モ、独リ其社会觀ヲ論ズルニ至テハ、則チ其所見ノ一辺ニ偏僻スルヲ免カレザルカ為ニ、後学ヲシテ亦又其誤ヲ伝奉セムルニ至レルナリ。豈察セザルベケレヤ⁽¹¹⁾」。

Mill と Dühring とは、同時代人として、ともに Marx と Engels によつて徹底的に非難攻撃された人物であるが、Mill はともかく、Dühring が、当時の日本の思想界に知られ、もしくは大きな影響力をもっていたとは考えられない。社会党の目的について、Mill や Dühring には事実誤認があり、日本の学者たちがこれを鵜呑みにすることの危険を力説している曙新聞記者の立場は、社会党なるものが、そもそも私有財産制度に直接手を下す者ではないという主張に通ずるとともに、「カムニスト」、「ソーシャリスト」にたいする攻撃のための前提としておかれているようである。すなわち、つぎのようにいふ。

「今、彼「カムニスト」、「ソーシャリスト」カ、当初揚言セル如キ衆庶ノ労働動作ヲ均分シ、

注(10) 「東京曙新聞」社説、「読朝野新聞開邪論」(明治12年8月23日)、前掲「明治文化全集」第15巻、21頁。

(11) 前掲、21頁。

其財産ヲ平等ニセント云ヘルガ如キ空言ハ、即チ取りモ直サズ、人民ヲ木石視シ牛馬視スルノ言ナリ。彼ヲシテ木石ナラシメンカ、之ヲ裁断シテ以テ其貧富厚薄ヲ均カラシムベキ也。彼ヲシテ牛馬ナラシメンカ、之ヲ驅逐シテ以テ其勞逸苦楽ヲ均カラシムベキ也。然ルニ、彼決シテ木石ニ非ズ、彼決シテ牛馬ニ非ズ、之ヲシテ其長短厚薄ヲ均截シ、其勞逸苦楽ヲ平分セシメントスルモ断シテ不可得ヤ知ルベキノミ。然ルヲ一千八百年代開明ノ邦国ニ向テ、之ヲ行フベシトセンカ、誰カ之ヲ然リトスル者アラシヤ。彼社会党ノ領袖タリシハウリル、ローウェン、ラザル等諸氏ノ如キ、其智其徳、蓋シ亦中人ニ下ラズ、其宣言セル所ノ財産平均説ナル者ハ、其豈妄ニ現世各民ノ財産ヲ侵犯スルノ謂ナランヤ⁽¹²⁾。

「彼社会党ノ領袖タリシハウリル、ローウェン、ラザル」というところのローウェンは Robert Owen, ラザルは Ferdinand Lassalle を指しているのは明らかであるが、ハウリルというのは明らかではない。これら社会党の領袖も財産均分を主張したのではなく、「社会党ノ眞旨ハ国民権理（無形幸福）ノ同等ニ在リ、其起立ノ遠因ハ外形幸福（有形財産）ニ在ラズシテ而シテ権理（無形財産）ノ偏重ニ在リ……」というように、社会党を、私有財産制度の否定という視角で捉えるのではなく、無形財産としての権理の平等を主張するものであることが再三にわたって述べられている。すなわち、曙新聞は、明治12年9月20日号において、「社会党の真正目的ハ、外形ノ幸福（即有形財産）ニ在ラズシテ、而モ無形ノ幸福（即国民権理）ニ在リ矣」と述べ、1875年、アイゼナッハ派とラッサール派の合同によるドイツ社会民主党の成立にあたって採択した「ゴータ綱領」を訳出紹介し、これによって、「社会党ノ目的」が、「有形財産」たる「外形ノ幸福」ではないことを論証しようとする。

「論者或ハ社会党ノ外貌ヲ皮相シ、又歐洲流行ノ経済学士若クハ政事家ノ説ニ眩セラレ、社会党ノ目的ヲ大ニ誤解セル者アリ。誤解者ノ言ニヨレバ、社会党ノ目的ハ単ニ外形ノ幸福即チ財産均派ノ一辺ニノミ止マリテ而モ未ダ嘗テ無形幸福即権理自由ニ在ラズト謂ヘリ、甚矣哉其誤解セルヤ。吾儕誤解者ニ向テ敢テ多言ヲ要セス、今米國新聞「ポプラーサイエンス」中ニ就テ一昨年日耳曼ゴーター（中央日耳曼ニ在ル有名ノ一市街）ノ會議ニ於テ社会党ノ名士ガ商議シタル所ノ要件ヲ左ニ訳出シ、以テ世上有志家ノ参考ニ供シ、併セテ誤解者ノ惑ヲ解カント欲ス⁽¹³⁾。

そしてこれにつづけて、「社会党ノ本旨」として、ゴータ綱領なるものの邦訳を掲げているが、（意訳）というその断り書きが示すように、おそらくは、英訳から訳出したものであろう。このゴータ綱領にたいしては、発表されるや、エンゲルスがラッサール主義の根強い影響をうけたこの綱領にたいするきびしい批判の筆をとったが、戦略的な観点から、その公表はさし控えられ、1891年、ドイツ社会民主党が、社会主義者鎮圧撤廃以後、エルフルト綱領を採択したあと、社会民主党の機

注(12) 前掲, 21頁。

(13) 「東京曙新聞」社説、「重説朝野新聞開邪論」（明治12年9月20日）前掲24頁。

関紙「ノイエ・ツァイト」に発表されたものであることはよく知られている。しかし、(意識)であるとしても、この訳文は重要な個所を、故意に、それとも偶然か脱落させているように思われる。たとえば、前文のなかで不可欠ともいべきつぎのような一節、「今日の社会では、労働用具は、資本家階級の独占である。その結果としての労働者階級の従属は、あらゆる形態の悲惨と隷属との原因である」を見出すことができないし、これにつづく問題の一説、すなわち、ラッサール主義の残滓として、エンゲルスによって徹底的に批判されたつぎのような文句、「労働の解放は、労働手段の社会的共有財産への転化、および労働収益の公共的に役立つ使用と公正な分配を伴う、全労働の協同組合的規制を要求する」という文句などを一切見出すことはできない。もちろん、ゴータ綱領は、ラッサール主義の影響を強くうけ、第2節の前文において、ドイツ社会主義労働者党の任務を規定し、一切の合法的手段を駆使しての「自由な国家と社会主義社会」、「賃労働制度の廃止による賃金鉄則の破壊」、「あらゆる姿態の搾取の廃絶」などをあげ、社会主義的生産協同組合の建設などが掲げられているが、この「社会党の本旨」には、そのような表現を一切見出すことができない。強調されていることは、20歳以上のすべての国民の普通・平等・直接選挙および投票権、常備軍に代る民兵制、言論、集会および結社の自由、全般的で平等な国民教育、標準労働日の制定、婦人および児童労働の禁止などであって、ゴータ綱領のもつ社会主義は極力これをさけ、ブルジョア民主主義的ないしは社会改良主義的規定のみをあげているところに特徴がみられる。そして「有名ナル維新五条ノ誓文ヲ把テ恭ク之ヲ読メハ、恰モ上文ニ挙ケタルゴータ府会議ノ要旨ト自ラ相符合スル者多シ」というのをみれば、曙新聞記者の社会主義認識の程度を測ることができよう。

以上、主として明治10年代初頭にあらわれた社会主義思想について、東京曙新聞の論説を中心に検討してきたが、「社会主義は私有財産の廃止を目的とするものではなく、『国民権理』にある」という見解が生まれたのは、一体何故であろうか。まず考えられることは、明治10年代にすでに、ヨーロッパの社会主義は、わが国の思想界に輸入移植され、しかも理解されていたことである。つぎに、このような思想界の趨勢を反映しながらも、しかもそれとは独立に、東洋社会党が肥前島原に結成され、大きな話題となったこと、そして最後に、この当時は自由民権運動によって世論がはげしく動揺し、社会主義の脅威が問題となっていたことがあげられるであろう。曙新聞の立場は、自由民権運動にゆれ動く不穏の状勢のなかで、ヨーロッパの社会主義が、日本の世論にあたえる影響を憂えつつ、その社会党なるものは、「財産ヲ均分スルノ党」ではなく、「然ルヲ該党ヲ非難スルノ党カ今日ニ於テ又此財産均分ノ非ヲ担出スルハ陳腐ノ甚キノミ」として、社会党の民主主義的性格を主張しているのは、事実認識の強調とともに、明治絶対主義政権を維持することの表明である。これに比較すれば、まさに東洋社会党が結成された直後の明治15年6月23日から、同年8月2日にわたって、「朝野新聞」に連載された城多虎雄の論説「論歐洲社会党」は、事実の正確さと視野の広さにおいて当時としてはきわめて高い水準にあり、おそらくは、曙新聞の理論的未熟さにたい

して、清新な問題提起を行い、論戦に終止符をうったものというべきであろう。

(2)

⁽¹⁴⁾ 城多は、その論説をつぎのような書き出しをもってはじめている。

「近来新聞紙ノ伝フル所に拠レバ、九州ニ一群ノ党衆アリ、名ヲ東洋社会党ト称シ、専ラ詭激ノ論ヲ唱へ、頻リニ財産ノ平均ヲ主張ス。而シテ下民ノ之レニ歸スル者頗ル多キヲ加へ、其ノ勢ヒ日ニ猖獗ニ赴クト云フ。世ノ臆病論者ハ、之レヲ聞テ大ニ驚愕シ、スハ大變ナリ歐洲ニ害毒ヲ流ガス破壊党ガ竟ニ我ガ邦土ニ現出セリトテ、未ダ其ノ党衆ノ実像ヲモ研究セズシテ俄カニ之ヲ歐洲ノ社会党ト同一視シ、又、所謂社会党ナル者ノ利害ヲ講究セズシテ直チニ之レヲ反乱党、破壊党ト妄測スルハ、宛モ石仏ヲ見認メテ幽霊ナリト思ヒ、狼狽シテ魂ヲ失ナフ者ニ異ナラズ。何ゾ識者ノ憫笑ヲ免カル、ヲ得ンヤ」。⁽¹⁵⁾

この一節は、東洋社会党結成の衝撃がいかにはげしかったかを示しているのみならず、事の真相を究めようとするならば、欧州社会党そのものを講究することの必要性を訴えている点で、たんなる宣伝文でもなければ、社会主義論難の文でもなく、学術的な色彩の濃い興味深い論説冒頭といふことができよう。

まず「第1社会党ノ区域及ビ其ノ性質」においては、社会党を、つぎのように定義する。「社会党トハ何ゾヤ、現今ノ社会組織ヲ非難シ、自カラ是トシテ考案スル思想ニ從ヒ、一ノ新社会ヲ經營セント欲スル者ナリ」。⁽¹⁶⁾ 注目すべきことは、「政事上ノ改革ヲ以テ目的トスル者ニ比スレバ自ラ異ナル所アリ」として、社会主義を社会改良から区別している点である。著者は、Robert Owen や Charles Fourier の説をもって、実着社会党と称し、「敢テ中央政府ノ干渉ヲ藉ラズ、社会ノ一小部分ニ於テ其ノ希望ヲ達スル」ものとし、Louis Blanc や Proudhon の如きは、「一挙シテ現今ノ社会組織ヲ一変シ、新タニ殖産ヲ以テ基本トスル社会政府ヲ立テント欲スル者」であるとして、革命社会党と名づけている。また「ラザール (Ferdinand Lassalle のこと……引用者) 及ビ目下英仏ニ於ケル社会党ノ如キハ……之レヲ稱シテ漸進社会党ト云フモ可ナリ」として、同じく社会党と称しながらも、「尽ク財産ノ共有或ハ平均ヲ主張スルモノニ非ズシテ、畢竟、私産ノ別ヲ論難シ、勞力社会ノ位置ヲ改良シ、其ノ利益幸福ヲ拡張セントスル者ナリ」として、その幅広い教義の存在を示唆している点は印象的であるが、社会党をもって、私有財産否定に直接に結びつけることにたいしては、

注(14) 「朝野新聞」の論説として掲げられた「論歐洲社会党」は、本来無署名であり、田中惣五郎氏は、その筆者を末広重恭かあるいは馬場辰猪であるとしているが、解説者西田長寿氏は、城多虎雄としている。なおこれについては、明治文化全集第15巻、社会篇(統)、解題を参照。

(15) 「論歐洲社会党」(朝野新聞、明治15年6月23日)、明治文化全集第15巻、社会篇(統)、31頁。

(16) 前掲、明治15年6月23日、前掲、明治文化全集、32頁。

この時期の多くの論者とと同じく消極的である。

つぎにまず、社会主義を歴史的な考察の対象とし、Thomas More, Campanella, Mably および Morely^{ヒラノスロヒ・スタイツク・ソツアリスト}をもって仁慈社会党とし、近代に至って、Saint Simon, Charles Fourier および Robert Owen の名をあげているが、当時は、F. Engels が、彼らを空想的社会主義と規定したところの、他の社会主義との区別は未だみることができない。そして近代社会主義史上における Marx や Lassalle の役割についてふれているけれども、主としてフランス社会主義、E. Cabet, Louis Blanc, Proudhon について論じている。

「次デ仏国ニハカベット(安政5年ニ死ス)、ルイ・ブラン(今猶存生)、ブルードン(慶応元年ニ死ス)、日耳曼ニハマルクス(今猶存生)、ラザール(明治2年ニ死ス)ノ徒起リ、先輩未ダ発シ得ザルノ新論ヲ唱ヘ、其ノ主張スル所ハ各多少ノ異同アリト雖モ、要スルニ其ノ詭激ノ社会党タルハ更ニ疑ヲ容レザル所ナリ。就中、ルイ・ブランガ、労働ノ組織ト題セル有名ナル著書ニ於テ、自由競争ハ人類消滅ノ制ナリト切論シ、ブルードンガ財産ハ元来掠奪品ト同種ナリト揚言シ、及ビマルクスガ富者ノ資本ハ労働者ノ膏血ナリト証言シタルガ如キハ、悉ク其ノ論ヲ経済ノ理ニトリ、従来哲学者流ノ未ダ曾テ論究シ得ザル所ニ掘ツテ其ノ社会ヲ攻撃スルノ論壁ヲ築キタルモノニシテ、其説ノ新タニシテ且ツ奇ナル大ニ世ノ注意ヲ引起コシ、漸ク社会ニ一大勢力ヲ現ハスニ至レリ」⁽¹⁷⁾

カベーやブルードンおよびマルクスにたいしてかなりの認識があり、その消息について関心をもっているのみならず、簡単ながら、それを理論的に把握して、ブルードンの「財産は盗奪である」とする見解や、マルクスの剰余価値の概念を理解しているかのような表現は、著者の造詣の深さを想わせるものがある。まさに、「左レバ今日ヨリシテ後チ社会党ヲ論責セント欲スル者ハ、正ニ論陣ヲ経済学中ニ布キ、兵ヲ理財ノ真理ニ藉ラザル可カラザルナリ」としているのは、卓見といふべきであろう。しかしさらに興味深いことは、「歐洲社会党ノ景況」と題する7月1日以降の論説である。ここでは、Louis Blanc とならんで Babeuf の共産主義的秘密結社について述べ、さらに1848年の革命以後の状勢を述べ、「万国職人同盟」として国際労働者協会(第1インターナショナル)の運動について述べているのは興味深い。しかし1848年の革命を論じ、Louis Blanc の社会党について述べ、マルクス、エンゲルス(アンゲルスとしている)についてふれながら、「共産党宣言」については全く沈黙を守っている。とくに注目すべきことは、ドイツ社会民主党の成立の経緯について、アイゼナッハ派とラッサール派との合同とゴータ綱領の採択により、国際社会主義運動における社会党の勢力の伸張を力説しつつ、さらにこれとならんで、ミハイル・バクーニンの虚無主義、オーエンの協同組合運動および愛蘭借地同盟党にふれていることである。

千八百五十年ノ比、此輩ノ改進黨ヲ取ル者争テ哲学ヲ研究シ、其ノ宗教道義ニ於テハウヲグト、

注(17) 前掲、明治15年6月27日、前掲、35頁。

明治の社会主義(1)

モレシヨット、ピューク子ル等ノ先哲ヲ仰イデ其ノ祖師トシ、社会政治ノ道ニ於テハフーリエル、サン・シモン、ラーヴェン、ブルードン等ヲ推戴シ、一種奇絶ノ学派ヲ作為シ、其ノ主張スル所ノ宗教、道義、政治等ニ於テハ実ニ古今未曾有トモ謂フ可キ奇説ヲ唱道スルニ至レリ。此ノ派ノ党衆ヲ虚無党ト云ヒ、ドプロルボフ、チェルニーシェブスキーノ徒之レガ巨魁ト為リ、国内ニ在ツテ類リニ壯年勇進ノ士ヲ煽動シ、又、有名ナルバクニンハ西欧諸国ニ往来シテ大イニ其ノ説ヲ主張スト云フ（按ズルニ虚無党ノ語ハ、千八百六十二年トルガニーフ氏ノ著書ナル父子ト題セル小説ニ於テ始メテ此語ヲ以テ魯国改進黨ヲ呼ブニ始マルト、ヒチコックノ社会論ニ見ユ。⁽¹⁸⁾）

社会主義認識において、当時の水準より一步抜きん出たこの論説に比肩すべきものは、明治14年4月、小崎弘道が、「六合雑誌」に発表した「近世社会党の原因を論ず」であろう。マルクスについての叙述のなかで、やはり第1インターナショナルの運動とくにマルクスとバクニンとの対立についての分析は、城多の「論歐洲社会党」のそれよりもはるかに詳細である。⁽¹⁹⁾この小崎弘道および城多虎雄の論説は、明治15年前後、まさしく東洋社会党の設立が伝えられ、衝撃をあたえつつあった当時において、社会主義思想の啓蒙に資することの大きかったことは想像に難くないが、彼らがどのような書物によっていたかは必ずしも明らかではない。小崎は、「独国の経済学者シャーフル氏は云々」として、Marxを紹介し、城多は、「奥国ノ学者ドクトル、シャッフル曰ク、凡ソ社会党ノ分派多シト雖モ」として、紹介しているが、このシャッフルもしくはシャーフルとは、Schaeffle, F. のことであると思われる。そしてこの両論説ともに、論調に多少ニュアンスの違いこそあれ、社会主義にたいする警戒の念を国民に植えつけることを意図したものであり、「夫レ社会党ガ痛論スル所ノ社会組織ノ弊害ニ至テハ、吾輩ト雖モ亦実ニ同意ヲ表スル所ニシテ、天下ノ仁人君子モ亦其ノ同感ナル可キヲ信ズ。然レドモ、其ノ論極メテ痛快ニシテ、遙カニ古来学士輩ノ論ズル所ニ卓越スルモノアルニ拘ハラズ、頗ル其ノ実ヲ失フモノ有ルヲ覺ユ。彼ノ私産競争ノ害ヲ指斥スル事太ダ過甚ニシテ、而シテ全其利有ルヲ遺忘シタルガ如キハ、吾輩ノ深ク社会党ノ為メニ遺憾トスル所也。夫レ今ノ社会組織即チ私産競争ノ制ヲ変セズシテ猶改良シ得ベキモノ固ヨリ多シトス」⁽²⁰⁾という城多の主張は、社会改良主義の立場がらする社会主義批判の立場が感じられるのにたいし、小崎の主張はきわめて保守的である。

「今一國の精神と称すべき学者、紳士、書生社会を觀察すに、宗教を信ずるものは寥々たること早晨の星の如く、先ず無宗教社会と云ふも過言にあらざるべし。福沢先生が我国の上等社会は宗教の外に逍遙するものなりと語られたるも、亦理由なきにあらざるなり。既に宗教の其心を満足せしめ得るものなければ、我国人民は所有物、権力、名誉等の願望を達せんとするや必せり。然れども既に前文に弁じたるが如く、此等の願望たるや各人の得て達すべきものにあらず。且つ

注(18) 前掲、明治15年7月11日、前掲、40頁。

(19) 小崎弘道「近世社会党の原因を論ず」六合雑誌第7号、明治14年4月、(資料日本社会運動史2)、116頁以下参照。

(20) 「論歐洲社会党」(朝野新聞、明治15年8月2日)、前掲、全集、50頁。

愈之を得て、愈其不足を覚るものなれば、爾後人民の心愈醒覚するに至らば、其結果や現はれて不平不満足となり、小にしては過激の政党を生出し、政府顛覆の危を醸し、大にしては社会党虚無党の如き暴戾なる党与を醸生し、社会変乱の禍を萌し、欧洲の惨毒を復た我国に流すことあらんか。是れ我輩が我国将来の形式を予想し、憂慮して止まざるところなり⁽²¹⁾。

この小崎の主張の根底には、たんに勃興しつつある「社会党・虚無党」の脅威のみならず、当時活発に世論に働きかけ、しばしば社会主義的要求を包含していた自由民権思想にたいする反感をみる事ができよう。「既に現今国会請願者中間に過激の主義を有するものがあるが如し。如斯き人は仮りに其請願する所の国会を設くるに至るも、必ず之に満足するなく、更に尚变革を熱望することならん⁽²²⁾」。明治10年代における「危険思想」としての過激な自由民権論、とくに社会主義との関連という観点からすれば大井憲太郎の「土地国有論⁽²³⁾」は、注目すべきものであるが、こうした社会主義警戒論にたいして衝撃をあたえたものは、東洋社会党の運動であったろう。この運動の思想はどのようなものであったか。とくに外来の社会主義思想との関連とにおいて考察してみよう。

(3)

赤松克麿は、東洋社会党の創立者、樽井藤吉について、つぎのように述べている。「樽井は独創力に富んだ一種の天才であった。奈良県の生れで、若い時から経世の志を抱いていた。彼が先ず考えたのは、商業的利潤の廃止であった。明治6年12月に、治国安民の大策として、時の右大臣岩倉具視に上申書を提出し、商業制度を廃して、今日でいふ協同販売制をとるべきことを進言したことがある。彼は、老荘思想や仏教思想を研究し、これらの東洋思想の理想とする所は、自由平等の虚無主義であると考えた。西洋の虚無党が狂暑な行動に出るのに対して、東洋の虚無主義は倫理道徳を基準とする最も正しい思想であると信じ、自分は東洋の虚無党を作ろうと考へたのである。東洋社会党の綱領に現はれた『道徳』、『親愛』、『平等』などの観念は、すべて東洋思想が根底をなしている⁽²⁴⁾」。

東洋社会党設立の報が伝えられるや、これにたいして賛否両論が、はげしく言論界を揺さぶった。人はまず、それが「社会党」と名乗ることによって、ヨーロッパの社会党ないしは虚無党との関係

注(21) 前掲、小崎弘道論文、資料日本社会運動史、124頁。

(22) 前掲、124頁。

(23) 大井憲太郎の「時事要論」は、「土地平分法」を含む一種の社会改革論であり、自由民権運動も、その後期に及んでは、社会主義の認識を深めるに至った。自由民権論者の社会主義論の特徴は、たんに外来の社会主義思想を受容するにとどまらず、大井にみる如く社会改革への提案としてあらわれたことに注目しなければならない。その意味では、自由民権運動の最中に展開された東洋社会党の運動は、これとどのような関係にあったかを検討することは興味深いものがある。

(24) 赤松克麿「日本社会運動史」日本通信教育振興会、昭和24年、26頁。

に疑惑を抱き、その本然の姿態を把握したのは当然であった。東京日日新聞の記者、福地源一郎は、「東洋社会党」と題する論文を掲げ、これをはげしく論難したことは、この党の成立の衝撃の深刻さを物語るものといえよう。

「……社会党の名は則ち奇なり、然れ共其目的とする所は、よも夫の西洋にて所謂ソシャリスム（社会説）コミュニスム（共産説）を主張する者流には非るべし……其故佐賀侯鍋島閑叟公の廟に献じたる扁額の文に、天保壬寅年公にす。博愛之心を以て、財産公平之制を立て、我党其沢に沐浴し、其徳を欽慕す。乃ち謹んで此扁額を献じ奉る。東洋社会党松浦部三千余名総代と書したるを以て、明に其党が主張する所は西洋の社会党の邪説に異らざるの明証を世上に示したり」⁽²⁵⁾

福地の論難は、「博愛の心を以て、財産公平之制を立つ」という文章にかかっていることはいうまでもない。これは、福地の見解によれば、第1に、五箇条の御誓文の精神、そして第2に鍋島閑叟公が天保壬寅の年に、豪農富商の田地を貧民に配布した処置にもとづいて行われたというのであるが、しかしこれは果して、ヨーロッパの社会主義と同じ種類のものであったろうか。東洋社会党々則草案のなかに、社会主義もしくは共産主義を想わせるものがあるとすれば、「第2章 手段、第4条 旧来の弊習を矯正し、貧富の世襲を破壊する左の項目を以てす」と述べられ、さらに一、天物共有、二、協同会社、三、兒子共育、四、理学的生殖、と規定されているのが注目をひく。ここには「協同会社」あるいは「理学的生殖」にみられるように、明らかにヨーロッパ文明の影響を認めうるとはいえ、全体として根強いものは東洋思想であり、「天物共有」というのも、いわゆる共産主義と同一視しえないように思われる。しかし、この党にたいする言論界の非難は、もっぱら、西欧社会党の亜流として、その危険思想であることを絶叫し、その排除殲滅の主張が支配的であるのは一体どのような理由によるのであろうか。

例えば、やはり東京日日新聞に掲載された村上浩の論文も、「彼社会党の主義とする処は、社会の財産共有の制度を希望する者なり……彼れ社会党論の細詳なる事は未だ之を聞くを得ざると雖も、彼党が論拠とする所は畢竟するに欧羅巴諸国に萌芽せる社会党を敬慕し、未だ其事実の如何をも窮尽せずして漫然輒ち曰く、貧富懸隔は不可也、所有権不同は公道に背くものなりと主張するに在り。如此は何ぞや。蓋し彼党は其主義の何たるを研尽せざれ共、苟くも過激に正理公道を唱へ自由を主張する時は、輿論は決して喙を容るべきあらずとなせしか⁽²⁶⁾（傍点引用者）」。これらの論評に特徴的なことは、「……未だ純然たる社会党の邪説を主張するものなりと断定するに足らざりしが……」⁽²⁷⁾、「彼社会党論の詳細なる事は未だ之を聞くを得ざると雖も」⁽²⁸⁾というように、多分に不確実な情報に

注(25) 福地源一郎「東洋社会党」東京日日新聞、明治15年5月18日号（「資料日本社会運動思想史」2、青木書店、1971年、133頁以下）。

(26) 村上浩「東洋社会党」東京日日新聞、明治15年6月7日号（上掲、137—138頁）

(27) 前掲論文、133頁。

(28) 前掲村上論文（前掲、資料、138頁）。

よる臆測という傾向をもち、また異端邪説とし、何よりもヨーロッパ社会主義運動の影響を重視していることである。この点においては、大久保常吉が、「日本政党事情」において主張した論旨もまったく同じであり、「さきには虚無党演説云々の広告文を、大阪なる立憲政党新聞へ掲載して政府をして一驚を吃せしめたるのみならず、吾人をして心慄せしめたるものあり、今又政府を驚かしめたるの極、竟に解散の敝命を被むるの已むを得ざるに至りたり、予は慨歎せざらんと欲すると雖も能はざる也」と述べ、ヨーロッパ社会党の歴史を紹介している。

しかし実際に東洋社会党が、ヨーロッパの思想からどれほど大きな影響をうけていたかは、これらの論説からは明らかにされず、ただ、欧州社会党の恐るべき害毒のみが強調され、東洋社会党が、そのままヨーロッパの危険思想の媒体であるかのように扱われている。しかし果して事実はどうであったろうか。

「東洋の虚無党」と題する樽井藤吉の演説には、東洋社会党が、西欧の虚無党とはまったく異なる性格のものである所以が、つぎのような激越な口調をもってはじめられている。

「抑虚無党なるものは即今西洋諸国に蔓延し、暴逆無道を逞する徒党にして、既に魯の先帝を殺し尚今帝を刺殺せんとするは蓋し諸君の知る所なり。而して其虚無党が斯く暴逆を逞うする旨趣の要領は、天下従来の秩序悉く之を破壊して以て新に秩序を組織すべしと、故に今は社会秩序の大権を占有する君主を殲すを以て第一の着手となす云々」。

ここには明白に西欧の虚無主義にたいするはげしい非難攻撃をみるけれども、毫もその流れを汲み、あるいはその影響を主張するものである事実を認めることはできない。東洋にも、老荘の思想にみるような虚無思想があらわれ、社会変革を志した点においては、西欧の虚無党とあまり変らないことをつぎのよう述べている。

「荘老は綱常倫理を以て組織せし春秋戦国の世に生れ、其組織を誹謗す。今其大意を曰はし、五倫教出て悪漢頭れ、五常道立て奸黠出つ、法度愈厳なれば弊害益々生ず、不如当時の組織を一変し、人民をして自治に任し、其欲する所を自由に為さしむにはと。是支那虚無者が、二千余年の前説く所なり。今日西洋虚無党が説く所と何の逕庭あらんや。然れども党派を団結し政府に抗抵するに至らざりき」。

要するに、西洋の虚無党と東洋のそれとの差異は、組織的抵抗をしたか否かによるのみで、その他は本質において同じであるという主張であるが、それでは東洋社会党は一体どのような立場に立つというのであろうか。樽井は自己の立場についてふれる前に、西欧の虚無党は、一見狂気の如くみえるけれども、その因って来る所以はあり、「然らば該党の勃興も亦起因なるもの無くんはあら

注(29) 大久保常吉「東洋社会党」日本政党事情、明治15年9月6日号(前掲資料、141頁)。

(30) 樽井藤吉「東洋の虚無党」錦江新誌号外、明治15年3月2日(資料、125頁以下)。

(31) 前掲、126頁。

ず。其起因⁽³²⁾を推究し、以て我国将来施政の如何に脳髓を砕くは、憂世愛国者の最も緊要なるを信ずるなり」。

樽井の立場はここに至って、西洋虚無党が何物であるかを研究し、わが国の政治の将来にどのような影響を及ぼすかに苦心することこそが憂国の士の課題であるということになる。これはすでに多くの論者によって非難された東洋社会党の存在そのものとどのような関係に立つのか、迷わざるをえない。さらにつぎのようにいう。

「夫れ我邦は万世一系の帝祚を奉し無窮に伝ふるは是我国体なり。而るに、多年虚無党国内に蔓延し魯国今日の勢いに至らしめは、予輩人民の慶すべき事か將悲むべき事か、今日予輩と志を同うする尊重家諸君に於ては共に悲歎に堪へず、血涙の淵に溺死せん⁽³³⁾のみ」。

尊重愛国の至情を吐露しているものとしてこの文章を読めば、樽井が虚無主義者どころか、国粋主義者であるかの感を深くするであろう。そしてその心情の昂まりは、つぎのような結論となって、再びわれわれを驚かすのである。

「諸君よ、諸君は既に虚無党は天地の大道に背戻する悪逆の党にして、国安を妨害するの賊なる事、又其虚無党が我国多少の人民の脳髓中に浸入せしは知得したるなるべし……。而し該党の我国に浸入せしは、魯人我籍に編入せしに非ずして我国人の脳髓中之を発生せしなれば、其之を発生せしめし起因と為すへき者は実に明治天皇の逆賊にして、予輩人民の讎敵と謂はざるを得んや。諸君よ、此逆賊なる起因は如何なる者と指定するや。予は之を明言せざるも諸君之を心に問へ、西洋虚無党の起因⁽³⁴⁾を推究せば明々然として自ら知得する所あらん」。

虚無主義の「逆賊」は、外国からとりわけロシアから輸入移植されたものではなく、その因って来たる原因は、わが国人民の脳髓中にある以上、これを未然に艾除するためには、これとは別の思想を播種することによって対抗しなければならぬというのである。これはまことに驚くべき発想であるといわなければならない。これをそのまま素直に理解するならば、それはいうまでもなく、「反動の思想」とはいわれないまでも、少なくとも「体制の思想」であることは間違いない。これが果して、わが国における社会主義運動史に記念すべき一步を印した東洋社会党創立の意義であるうか。樽井は、最後に結論的につぎのようにいう。

「諸君よ、虚無党は国安の妨害物たれば、之を嫌悪するは諸君も予と同断ならん。然らば其勢の熾盛に至るを待んよりは、之を殲滅するの策を講ぜざるべからず。我国の虚無党は未だ萌芽なり、萌芽にして剪らずんば將に斧鉞を用ゆるに至らん。然らば其萌芽を殲滅せんか。魯帝の邁難を喜びしは何人なりや、又幾人ありや、我輩兄弟三千五百万の多き曷ぞ能く之を知らん。然らば

注(32) 前掲、126頁。

(33) 前掲、127—128頁。

(34) 前掲、128頁。

如何して可ならんか。予聊所見あり、曰く萌芽を殲滅せんと欲せば、宜く萌芽を發生せしめて起
 因なる者を殲滅すべし。種子即起因なくして未だ萌芽の生ずるものあらざるなり⁽³⁵⁾」。

これを読めば、われわれは、樽井藤吉の思想が、虚無党と云い、東洋社会党というも、きわめて
 独自のものであり、むしろ国家社会主義の論調に近いものをさえ感ずるであろう。そこでこの演説
 の背景について考えることによって、東洋社会党の運動そのものの本質にふれることにしよう。

この演説は、樽井藤吉演説・大木佐太郎筆記と記されているように、演説の速記であり、演説で
 ある以上、聴衆の階層や雰囲気によって大きく左右される場合が少なくなく、従って、彼がここで
 その本心を吐露したかどうかは疑わしい。ここには当時の一般大衆の意識水準を考慮して明治の天
 皇制絶対主義権力にたいする濃厚な政治的配慮が働いていることは明らかである。何故ならば、東
 洋社会党党則草案には、天皇制や国家権力のことはまったく無視されており、これに代ってつぎの
 ような興味ある表現が見出される。

「予が脳漿予を制するの君主あらず、予が奉ずる所の君主は一の道德のみ。道義亦予を制する
 能はず、予が脳裏は則道義なればなり……」⁽³⁶⁾。

ヨーロッパのアナーキズムに一定の距離をおいたとしても、そこにはその大きな影響を認めるこ
 とができよう。しかし同時に、これに対抗して、独自の方法で社会変革を行う姿勢をみるのであ
 った。ただその社会変革の方向は、党則草案にみる限り、無政府主義的であるが、行動の軌範を示し
 たともみられる樽井の演説を読むと、いちじるしく開明専制的あるいは国家主義的傾向をみるので
 ある。この矛盾をわれわれはどのように理解すべきであろうか。

思うに、つぎのような客観的な条件が考えられるのではなからうか。まず第1に、明治10年代
 のわが国においては、社会主義にせよ、アナーキズムにせよ、これを運動として担うに足る階級は
 まだ形成されていなかったか、あるいは形成の途上にあつた。そのために、社会変革の思想の表明
 も、きわめて抽象的で曖昧なものにとどまったのである。第2に、ヨーロッパの社会主義思想のき
 わめて不正確な理解が、わが国への革命思想の風土化を妨げ、民衆の意識の低さと相まって、運動
 を観念的なものとし、具体的な成果をあげることができなかつたことである。そしていまひとつは
 自由民権運動の影響がある。さきに述べたように、自由民権運動には、大井憲太郎にみられるよう
 に、「土地国有論」によって代表されるところ、社会改革の理論および政策がみられた。当時はげ
 しくわき上っていた自由民権運動とこの東洋社会党の運動が、ある種の競合関係を保ちながらも、
 後者は前者によって刺激をあたえられ、結社にまで発展したことは容易に理解できる。産業資本主
 義の発展がきわめて未成熟の段階にとどまっていた当時において、生産手段といえば土地であり、
 「天物共有」とはすなわち、「土地共有」を意味していたことは明らかである。ここにおいて、東洋

注(35) 前掲、129頁。

(36) 前掲、131頁。

明治の社会主義(1)

社会党の運動のなかにわれわれは、つぎの3つの思想が混在しているのを知るのである。すなわち、国家主義、無政府主義および自由民権の思想である。この運動のなかにわれわれは、明治10年代、ヨーロッパの思想のきわめて不消化なままでの摂取に専念した知的エリートたちの未成熟な思想形成の反映をみることはできないのであろうか。ともあれこの時期の思想と運動は明治20年代から30年代にかけての本格的な社会主義の思想と運動の前史として、記憶にとどめられねばならないであろう。

(経済学部教授)